

●障害福祉サービス相談窓口●

障害者支援課、各総合支所市民生活課の他、市内7カ所に障害福祉サービス相談窓口を設置しています。

☎障害者支援課 (☎231-1920 ☎222-3180)

施設名	住所	連絡先
障害者生活支援センター	貴船町三丁目	☎228-3211 ☎224-2302
こども発達センター	幡生本町	☎233-9850 ☎233-9851
支援センターひえだ	稗田中町	☎251-6161 ☎251-6177
なごみの里相談支援センター	大字蒲生野	☎262-2111 ☎262-2115
菊川障害者生活支援センター	菊川町大字下岡枝	☎287-2877 ☎287-1270
支援センター一歩社	豊浦町大字吉永	☎775-4171 ☎775-4172
はまゆう園相談室	豊北町大字滝部	☎782-1683 ☎782-1520

# 福祉・医療

## 児童手当の現況届はお済みですか

児童手当を受けていて現況届を提出していない方は、至急手続きを。手続きをしなければ、手当てを受けることができなくなります。平成25年6月分から認定の方は、手続き不要です。

☎こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。公務員は原則、勤務先で  
☎こども家庭課(☎231-1928)

## ひとり親(母子・父子)家庭等医療費受給者証の更新を

☎①市民税所得割非課税世帯18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養して

いる父・母・養育者と児童 ②児童扶養手当受給者と同様の所得水準の世帯11小学校卒業までの児童のみ ③所得制限なし11義務教育就学前児のみ

☎健康保険証、印鑑、ひとり親家庭を証明する物(児童扶養手当証書、民生委員の証明など)、平成25年1月2日以降転入の方は平成25年度所得課税証明書(転入家族全員分)

☎こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。  
☎こども家庭課(☎231-1928)

## 7月は「社会を明るくする運動強調月間」

「社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとするものです。」  
☎▽オープニングセレモニー11

7月1日(月)午前10時/シーモール下関玄関前(竹崎町四丁目) ▽豊浦町推進大会117月6日(土)午前10時/川棚公民館 ▽豊北町推進大会117月7日(日)午後1時30分/豊北生涯学習センター ▽豊田町推進大会117月13日(土)午後1時30分/豊田生涯学習センター  
☎福祉政策課(☎231-1418)、各総合支所市民生活課 ▽菊川(☎287-4006) ▽豊田(☎76-2947) ▽豊浦(☎772-4020) ▽豊北(☎782-1923)

## 地域福祉推進大会

☎7月24日(水)午後1時 市民生活館 ☎社会福祉事業功労者の表彰、講演など  
☎福祉政策課(☎231-1418)

## 乳幼児医療費受給者証の更新を

乳幼児医療費受給者証は、7月31日(水)で有効期間が満了となります。引き続き医療費の助成を受けるには、更新手続きが必要です。☎義務教育就学前児 ☎所得制限11乳幼児の父母の平成25年度市町村市民税所得割額(税額控除前)の合計が13万6700円以下 ※3歳未満(3歳の誕生日を迎える月の月末まで)の乳幼児で所得制限を超えている場合、市独自の制度で助成 ☎乳幼児の健康保険証、印鑑、平成25年1月2日以降転入の方は平成25年度市町村市民税の税額の分

## 介護保険課からのお知らせ



### ●高額介護サービス費の申請

1カ月に支払った介護サービス費の1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合、超えた額が申請により払い戻されます。

☎介護保険被保険者証、印鑑、本人名義の預金口座の分かる物  
●介護保険負担限度額認定の申請  
市民税非課税世帯の方が施設サービスなどを利用する場合、食費や居住費の利用者負担が減額されます。※負担限度額認定書の有効期限は6月30日(日)。更新申請は7月1日(月)から

☎介護保険被保険者証、旧介護保険負担限度額認定証更新のみ  
●社会福祉法人などによる利用者負担軽減の申請  
社会福祉法人などの介護サービス費の利用者負担額、食費・居住費が申請により軽減されます。☎市民税非課税世帯で次の要件を全て満たす方が、生活保護受給者 ①年間収入が150万円以下 ②預貯金の額が350万円以下(①②ともに世帯員の加算あり) ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない ④負担能力のある親族などに扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない ☎介護保険被保険者証、

印鑑、世帯全員分の収入・預貯金などが確認できる物(預貯金通帳、年金振込通知書など。写しも可)  
●住宅改修は事前申請が必要  
介護保険による住宅改修費の支給を受けるためには、工事着工前の事前申請が必要です。介護支援専門員などに相談してください。

☎介護保険課、各総合支所市民生活課、各支所(住宅改修は除く)へ。  
☎介護保険課(☎231-1139)

### ●介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

☎昭和23年8月1日以前に生まれ、市内に住所があり、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方 ☎介護保険被保険者証 ☎介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

### ●介護支援専門員実務研修受講試験

☎10月13日(日)午前10時 函山口大学(山口市吉田) ☎80000円  
☎7月19日(金)まで。受験案内は介護保険課、各総合支所市民生活課、各支所で配布。☎郵送請求の場合、「介護支援専門員受験案内請求」と朱書きし、240円分の切手を貼った返信用封筒(縦32cm×横23cm)を同封し、山口県長寿社会課(〒753-8501山口市滝町1番1号 ☎083-933-2774)へ。  
☎介護保険課(☎231-3184)